

2 省エネ基準適合性判定手数料の新旧対照表

令和7年4月1日から、**原則として全ての建築物で省エネ基準の適合が義務付けられます。**
併せて義務化の対象となる建築物は、原則として省エネ適判が必要になります。

ただし、次の建築物は省エネ適判の対象外となります。

- ・平屋かつ200㎡未満の建築物
- ・住宅の用途に供するもので仕様基準で設計した建築物（確認申請手数料で加算料金を徴収します。）

種別		区分	手数料（円）		
			現行 （R7.3.31まで）	改正後 （R7.4.1から）	
非住宅	工場、倉庫等 【モデル建物法】	～ 300㎡未満	-	18,000	
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	25,000	25,000	
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	35,000	35,000	
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	87,000	89,000	
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000	130,000	
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	160,000	160,000	
		25,000㎡以上 ～	200,000	200,000	
	工場、倉庫等以外 【モデル建物法】	～ 300㎡未満	-	82,000	
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	100,000	100,000	
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	130,000	130,000	
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	210,000	220,000	
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	280,000	290,000	
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	340,000	340,000	
		25,000㎡以上 ～	400,000	400,000	
	工場、倉庫等 【標準入力法】	～ 300㎡未満	-	21,000	
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	29,000	29,000	
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	39,000	40,000	
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	94,000	95,000	
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	130,000	140,000	
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	170,000	170,000	
		25,000㎡以上 ～	210,000	210,000	
	工場、倉庫等以外 【標準入力法】	～ 300㎡未満	-	236,400	
		300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	296,200	296,200	
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	373,400	380,000	
2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満		528,000	531,700		
5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満		639,900	658,800		
10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満		754,600	777,700		
25,000㎡以上 ～		863,900	884,000		
住宅	一戸建ての 住宅	性能基準	～ 200㎡未満	-	32,000
			200㎡以上 ～	-	36,000
		併用法	～ 200㎡未満	-	24,000
	共同住宅	性能基準	～ 300㎡未満	-	65,000
			300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	-	100,000
			2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	-	180,000
		併用法	5,000㎡以上 ～	-	260,000
			～ 300㎡未満	-	48,000
			300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	-	80,000
			2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	-	140,000
	5,000㎡以上 ～	-	200,000		

※省エネ適判の計画変更に係る申請手数料は、上記金額の1/2に相当する金額
※住宅用途・非住宅用途の複合用途については、それぞれの手数を合算した金額

3 その他

- 上記の手数は、日光市へ申請する場合の手数料です。
- 指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関へお問い合わせください。
- 法改正前の現行基準にて日光市へ申請する場合、**令和7年3月14日（金）**までに申請してください。

日光市役所 建設部 建築住宅課 建築指導係 TEL0288-21-5197

【確認申請等の手数料は表面へ】